

さまざまな権利は尊重すべきである。さらに行政に携わる者は他の国民に率先して実践することが求められる。第十一条は基本的人権の享有をうたったものであり、第十四条第一項は法の下の平等、第二十五条は生存権及び国として国民の生存を確保すべき政治的、道義的義務について定めている。そして第二十七條第一項、第二項は勤労の権利、義務を同時に持ち勤労条件に関する基準を法律で定めることが規定されている。どの条文も重要な意味を持っており、日本国の社会に生きる者はこれを守る義務があると考ええる。

## 県営住宅削減計画 その対応について

尾崎議員 県営住宅削減計画で飯山団地と城東団地が全戸廃止という事態が起ころうとしており、不安と動揺が広がっている。県の一方的な全戸廃止は入居者の居住権を侵すものと考えるが、見解を伺いたい。また、本市は県に対し、市民の居住権を守るために廃止計画の中止を求めざるべきと考えるがどうか。

市長 本市にある削減対象となった県営住宅は、老朽化による

ものが飯山団地の一部百二戸、需要や防災機能、維持管理の費用対効果など、総合的な評価の低いものが飯山団地五十四戸と城東団地全三十六戸である。県からは、本年度に入ってアンケート調査があったが、県営住宅を市に移譲するとすれば、どのような条件なら可能かという内容で、具体的な住宅削減案の提示や受け入れ対策の協議はなかった。また、市営住宅を取り巻く状況は、耐用年数を経過した老朽化住宅の割合が高く、多大な経費を要する建て替えも困難であり、維持管理費も相当額必要としている。また、住み替え奨励や入居者の募集停止など管理戸数の削減による経費の削減を図っているため、削減の方針となっている。県営住宅の入居者に対する受け入れは大変難しい状況である。県に対しては、本市市営住宅の現状の理解を求め、県としての包括的住宅政策の一環として、県営住宅の持つ役割を引き

続き担っていただけるよう進言していきたい。

## 養護老人ホームの 民間譲渡について

松浦議員 行革プランの中で、養護老人ホームは民間譲渡を検討中とある。そこで、民間譲渡後もサービス水準が担保できる仕組みを考えているのか。次に、譲渡後、経営者が破綻した場合の対応について考えているのか。また、経営者が違法行為を行った場合の対応について考えているのか。

健康福祉部長 民間譲渡を検討するにあたって、サービスの水準の担保や健全な事業計画につ



民間委託が検討されている綾歌老人ホーム

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年十二月二十日

(提出先)

香川県知事

丸亀市議会

## 「県営住宅の削減方針」に関する意見書

県営住宅の今後のあり方について、県が「香川県営住宅検討委員会」に諮問していた「答申」が出された。これによると、十年以内を目標に県下の全県営住宅三百四十棟四千三百十九戸のうち、百九十三棟二千七百七十八戸を削減する方針であり、丸亀市の県営住宅については、県営飯山団地全三十九棟百五十六戸、県営丸亀城東団地二棟三十六戸が対象となっている。

「答申」の中では、県営住宅のあり方を検討する背景等について「県財政の状況」、「地方分権の進展」、「市町合併の進捗」があげられているが、市町財政の現状は県と同様に厳しい状況にあり、地方分権の進展、市町合併により、公営住宅の供給課題が解消するものではない。本市においては、県営住宅と同様に老朽化の著しい公営住宅を多く抱えており、厳しい財政事情の中、危険家屋となっているため用途廃止を余儀なくされているところであり、入居者に対する住み替え先の確保のために公営住宅の空き家を確保する一方で、住宅に困窮している方々に対する一般入居募集も同時に行っている現状にある。

したがって、この度の「答申」による県営飯山団地及び県営丸亀城東団地の削減に係る公営住宅戸数の減については、本市としては、当分の間公営住宅の新規建設の見通しがなく、当該団地の入居者の移転対策として本市の公営住宅を提供することにも困難な状況にあることから、この度の県営住宅の削減につい

いては、公募する段階で事業者のこれまでの福祉事業に関する経緯・実績、その他運営上の資金収支等総合的に勘案して、適切な事業運営が期待できる法人を選定することが必要である。

また、養護老人ホームの指導監督は、老人福祉法により県知事が必要ときに施設の立ち入りや検査及びそれに基づく改善、停止を命じ、処分に違反した場合は認可の取り消しを行うことができる。また、社会福祉法では、県は当該社会福祉法人に対し監督権限を有し、その運営が著しく適正を欠くと認められるときには必要な措置をとるよう命じ、従わない場合は役員解職等求めることができるなど社会福祉法人の実施する事業が適切に運営されるよう規定されている。経営が破綻した場合は、県が指導助言をし、施設等の他の経営母体への移譲や役員の変更、入所施設の変更などにより対応し、入所者の処遇を第一に確保することになっている。

## なんでも相談窓口 設置でまちづくり

内田議員 市民との協働が言われ、総合計画や自治基本条例な

どへの公募市民の参画やパブリックコメントの手法が導入されている。市民の要望や苦情を受ける窓口を設置し、集積すればそのまま政策提言となり、そこにまちづくりというセクションを連動すれば、市民生活のさまざまな局面で統合的かつ横断的に展開するシステムができる。これを実現させるために、まちづくり推進課及び市民なんでも相談窓口の設置が必要と考えるがいかがか。

市長 多様化する市民ニーズに対応し、地域の特性を生かしたまちづくりを実現するためには、市政への市民参画、協働の推進が重要である。そのため組織体制のあり方についても検討を進めなければならない。協働のまちづくりを進めるためには、行政や市民の役割を明確化し、市民参画、協働、市民の権利等を明文化した自治基本条例を制定することが必要である。自治基本条例が制定されると、市民の



市民サービスの向上に努めています

意見の反映方法や市民との協働を推進するための制度なども必要になる。一方、団塊の世代の大量の退職時代を迎える中、職員の見直しが必要とされている。また、行政組織機構の見直し、また総合計画が平成十九年度からスタートすることもあり、組織の再編を行う必要がある平成十九年度を目標に他の部署等の見直しとあわせて行いたい。

## 障害者自立支援法 による影響は

三木議員 社会状況や財政状況が変化しても自治体が公共福祉の観点をなおざりにすることは

では大変苦慮しているところである。よって、香川県においては、今一度市町の公営住宅管理の現状を把握し、引き続き住宅政策の二環として県営住宅の持つ役割について再考をいただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年十二月二十日

(提出先) 香川県知事  
丸亀市議会

許されない。身体・知的・精神のそれぞれ必要な施策は違い、障害が重ければ重いほど、負担が大きくなる障害者自立支援法により、住民の生活にどのような影響を及ぼすのか。

また変更される手続きについて伺いたい。

健康福祉部長 障害者自立支援法は、身体・知的・精神の三障害の福祉サービスを一元化し、定率の利用負担を導入し、国・県の費用負担を義務経費化する。低所得者に配慮した自己負担の設定となっているが、問題は、現在自己負担が必要でない利用者も原則一割負担となる。これについては、個別減免などきめ細やかな軽減措置がとられる予定である。また、精神通院医療では、現行制度による利用者のうち所得と病状により公費負担に該当しない方が生じるおそれがあり、影響を最小限に食い止めるため、県と十分打ち合わせを行っていく。

次に、手続きの変更は、自立支援医療費は全員所得確認が必要になるため、健康保険証や課税証明書を用意する必要がある。また、障害福祉サービスのうち、介護給付や訓練給付等の希望者はアセスメントにより対象者及び介護者の状況やサービスの利用等を詳しく聞き取りをする場合がある。医師の意見書も必要となる場合もある。

## 行財政改革の 推進計画について

中谷議員 本市は行財政改革推進計画・集中改革プランとして、職員削減と市民サービスに密着している施設や業務の民間委託等の方針を打ち出している。合併前、市民に提示された新市建設計画の財政計画では、十年間



讚ヶ浦ビジョンからの行政  
災害情報などが相互補完的に市  
民に届けられればよいと考えて  
いる。

## 地域経済の 活性化について

高田議員 地域経済活性化は、  
容易になし得る課題ではないが、  
本市としては、離職者や若者を  
常用雇用した市内の企業、事業  
主への助成制度を創設したり、  
雇用と労働条件に関する問題の  
相談窓口を設置するなどの事業  
を実施すべきである。さらに市  
民から意見や提案を募り、経済



うちわづくりの体験ができます

を実施し、現在  
集約、分析を行  
っている。この  
結果を基に新た  
な方策を検討し  
ていく。また、  
地域の活性化は  
市民と行政が一  
体となり、市民  
との協働という  
ことが必要であ  
ると考えてい  
る。そのため市  
民参画のワーク  
ショップ等、あ  
らゆる機会に市

団体の代表者や学識者、市民代  
表が一堂に会し意見交換の場を  
設けることなどが必要と考える。  
そこで、地域経済の活性化を市  
民参加と市民との協働で推進し  
ていくための施策や事業につい  
ての考え方を伺いたい。

産業部長 本市の地域経済を活  
性化していくためには、全国一  
律の画一的な施策を進めるので  
はなく、新丸亀市の方向性、将  
来像、新しいまちづくりの方向  
性を見据えた上で、地域に根ざ  
した施策を推進することが求め  
られている。そこで平成十七年  
十月、市内企業の実情やニーズ  
を把握するため企業アンケート

## 予算編成の 考え方について

民や事業者の方々とともに知恵  
を出し、協力しながら本市の産  
業を元気あふれるものにしてい  
きたい。そして中・長期的な活  
性化策、さらに国の施策と相ま  
った本市の取り組める具体策に  
ついて検討していきたい。

山本議員 本市は最悪の財政事  
態を回避すべく全力で取り組ん  
でいると思うが、平成十八年度  
予算編成方針の中で、平成十八  
年度から平成二十年度までの集  
中財政再建期間の初年度として

「歳入に見合う財政構造への転  
換に向け、行財政計画と連動の  
もと財源不足の段階的減額に取  
り組む」とある。しかし、減額  
目標は平成十七年度当初予算の  
わずか三割である。人口規模が  
類似している深谷市と平成十七  
年度当初予算を比較すると、税  
収はほぼ同額の約百二十億円で  
あるのに対して、当初予算額が  
約九十億円も本市が多いことを  
考えるべきでないか。

## 請願・陳情

請願・陳情は市民の意見や  
要望を、市政に反映させるた  
めに設けられているみなさん  
の権利です。

市議会へ請願・陳情を提出  
されようとする方は次の要領  
で作成し、議会事務局へ提出  
してください。(複写したもの  
でなく原本をA4版サイズで  
詳しくは議会事務局まで。

### (表紙)

〇〇に関する請願  
(陳情)  
紹介議員 氏名 印  
(陳情には紹介議員は  
必要ありません。)

### (内容)

(趣旨) .....  
(理由) .....  
.....  
年 月 日  
住所  
氏名 印  
丸亀市議会議長  
〇〇〇〇様

## 陳情結果

十二月定例会に提出された陳  
情は、担当委員会で審査し、次  
のとおり決定いたしました。

### 〔趣旨採択〕

少人数学級の早期実現を求める

陳情

香川の教育をよくする県民会議  
会長 村瀬裕也

### 〔理事者見解〕

複数担任は、今年度の場合、  
一年生のすべての学級に配置さ  
れ、本市では、十七名配置され  
ております。それから、二年生